

政治資金規正法の一部を改正する法律 概要

第1 国会議員関係政治団体の代表者の責任の強化等

1 代表者の監督責任（監督内容の具体化）

(1) 収支報告書の記載に係る会計責任者の職務の監督

国会議員関係政治団体の代表者は、収支報告書の記載に係る会計責任者の職務が政治資金規正法の規定に従って行われるよう、当該国会議員関係政治団体の会計責任者を監督しなければならないこと。（第19条の12の2関係）

(2) 会計帳簿等に関する随時又は定期の確認

国会議員関係政治団体の代表者は、随時又は定期的に、次の事項を確認しなければならないこと。

- ① 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等、振込明細書、残高確認書及び差額説明書が保存されていること。
- ② 会計帳簿には収入及び支出の状況が記載されており、かつ、会計責任者が当該会計帳簿を備えていること。

（第19条の12の3関係）

(3) 会計責任者による報告書提出時の代表者に対する説明

国会議員関係政治団体の会計責任者は、収支報告書を提出するときは、あらかじめ、当該国会議員関係政治団体の代表者に対し、収支報告書が政治資金規正法の規定に従って作成されていることについて、収支報告書及びこれに併せて提出すべき書面を示して説明しなければならないこと。（第19条の14の2第1項関係）

(4) 代表者による確認書の交付

国会議員関係政治団体の代表者は、(2)による確認の結果及び(3)による説明の内容並びに政治資金監査報告書に基づき、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が政治資金規正法の規定に従って収支報告書を作成していることを確認し、その旨を記載した確認書を会計責任者に交付しなければならないこと。

（第19条の14の2第2項関係）

(5) 確認書の収支報告書への添付

国会議員関係政治団体の会計責任者は、収支報告書を提出するときは、(4)により交付された確認書を収支報告書に添付しなければならないこと。この交付された確認書の添付をしなかった者は、50万円の罰金に処すること。

（第19条の14の2第4項及び第25条第5項関係）

2 監督義務違反に対する罰則の強化

- (1) 収支報告書の不記載又は虚偽記入があった場合において、1の(4)に違反して確認書を交付せず、又は確認をしないで確認書を交付した者（(2)の行為により確認をすることができなかった者を除く。）は、50万円以下の罰金に処すること。

（第25条第3項関係）

- (2) 1の(3)による説明をせず若しくは虚偽の説明をした者又は1の(3)による説明の義務がある者で代表者による確認を妨げたものは、100万円以下の罰金に処すること。
(第25条第4項関係)

※ (1)に違反した代表者、(2)に違反した会計責任者のいずれも、公民権の停止の対象となる。

3 収支報告書の不記載・虚偽記入に係る収入等の国庫納付に関する公職選挙法の特例

国会議員関係政治団体の収支報告書に記載すべき収入の金額の全部若しくは一部の記載がなかった場合又は収支報告書に記載すべきでない支出の金額の記載があった場合において、当該収支報告書が公表されている間に、当該国会議員関係政治団体がそれらに相当する金額の範囲内の金銭を国庫に納付するときは、その納付による国庫への寄附については、公職選挙法第199条の2から第199条の5まで（公職の候補者等の寄附の禁止等）の規定は、適用しないこと。（第19条の16の2関係）

第2 政治資金監査の強化

1 預貯金による政治資金の保管

国会議員関係政治団体の政治資金については、国債証券等又は金銭信託による運用に係るものを除き、銀行その他の金融機関への預貯金の方法により保管するものとする。
(第19条の8の2関係)

2 国会議員関係政治団体の範囲の拡充

- (1) 政策研究団体（第5条第1項第1号に掲げる団体）を「国会議員関係政治団体」とすること。
(第19条の7第1項第3号関係)
- (2) 政策研究団体は、当該団体を主宰する国会議員又は主要な構成員である国会議員の氏名及びその者に係る公職の種類等を届け出なければならないこと。
(第6条第1項関係)

3 翌年への繰越しの金額の確認等

- (1) 国会議員関係政治団体の会計責任者は、政治資金監査を受けるまでの間に、収支報告書に記載すべき翌年への繰越しの金額が、収支報告書に記載すべき年の12月31日又は解散等の日における預貯金口座の残高を確認することができる書類（以下「残高確認書」という。）に記載された残高の額と一致しているかどうかを確認しなければならないこと。
(第19条の11の2第1項関係)
- (2) 国会議員関係政治団体の会計責任者は、(1)による確認により翌年への繰越しの金額が預貯金口座の残高の額と一致しないことが判明したときは、政治資金監査を受けるまでの間に、その旨及びその理由を記載した書面（以下「差額説明書」という。）を作成しなければならないこと。
(第19条の11の2第2項関係)

4 登録政治資金監査人による政治資金監査の拡充

登録政治資金監査人による政治資金監査において確認する事項として、残高確認書及び差額説明書に基づいて翌年への繰越しの状況が収支報告書に表示されていることを追加すること。
(第 19 条の 13 第 2 項第 5 号関係)

第 3 政治資金の透明性の向上のためのデジタル化の推進

1 収支報告書等のオンライン提出の義務化

国会議員関係政治団体に係る収支報告書、政治資金監査報告書及び確認書について、オンラインによる提出を義務付けること。
(第 19 条の 15 関係)

2 収支報告書等のインターネット利用による公表

- (1) 総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、収支報告書、政治資金監査報告書及び確認書をインターネットを利用する方法により公表しなければならないこと。
(第 20 条第 1 項及び第 2 項関係)
- (2) (1)に伴い、官報又は都道府県の公報による収支報告書の要旨の公表に係る規定を削るものとする。
(旧第 20 条第 1 項及び第 2 項関係)

第 4 政治資金パーティーの対価支払者の氏名等の公開基準額の引下げ

収支報告書における政治資金パーティーの対価の支払をした者の氏名等の公開基準額を、現行の「20 万円超」から「5 万円超」に引き下げること。
(第 12 条第 1 項第 1 号ト及びチ関係)

第 5 政治資金パーティーの対価の支払方法の制限

- (1) 何人も、政治資金パーティーを開催する者の預貯金口座への振込みによることなく、政治資金パーティーの対価の支払をすることができないこと。
- (2) 政治資金パーティーを開催する者は、口座振込み以外の方法によってされる政治資金パーティーの対価の支払を受けることができないこと。
- (3) (1)及び(2)にかかわらず、政治資金パーティーの開催日に開催場所においてする対価の支払等については、口座への振込み以外の方法によってすることができること。この場合において、口座への振込み以外の方法によって当該対価の支払を受けた者は、遅滞なく、その政治資金パーティーの対価に係る金銭を開催者の預貯金口座に預け入れるものとする。

(第 22 条の 8 の 2 関係)

第6 いわゆる政策活動費の使途公開

- (1) 政党に所属している国会議員に係る公職の候補者は、当該政党からの支出（経常経費の支出を除く。）で金銭によるものを受けたときは、当該政党からの支出に係る金銭に相当する金銭を充てて政治活動に関連してした支出について、当該支出に係る項目別の金額及び年月を当該政党の会計責任者に通知しなければならないこと。
- (2) (1)による通知を受けた政党の会計責任者は、収支報告書の記載をするときは、当該通知に係る(1)の政党からの支出について、(1)により通知された事項を併せて記載しなければならないこと。

（第13条の2関係）

第7 政党から公職の候補者個人に対してされる寄附の禁止

政党がする公職の候補者個人への政治活動（選挙運動を除く。）に関する金銭等による寄附について、これを禁止すること。

（旧第21条の2第2項関係）

第8 国会議員関係政治団体から寄附を受けたその他政治団体の透明性確保

- (1) 国会議員関係政治団体以外の政治団体（政党及び政治資金団体を除く。）のうち、各年中において次のいずれかに該当する寄附の金額が1,000万円以上となった政治団体は、その年及びその翌年において国会議員関係政治団体であるものとみなして、国会議員関係政治団体の特例に係る規定（これに係る罰則を含む。）を適用すること。

- ① 同一の国会議員関係政治団体（②の国会議員関係政治団体を除く。）から受けた寄附の金額（国会議員関係政治団体に係る公職の候補者が同一の者である2以上の国会議員関係政治団体から受けた寄附にあっては、その金額の合計額）

- ② 同一の第2の2の(1)の国会議員関係政治団体から受けた寄附の金額

（第19条の16の3第1項関係）

- (2) 国会議員関係政治団体は、国会議員関係政治団体以外の政治団体に対して寄附をするときは、当該政治団体に対し、文書で、当該寄附が国会議員関係政治団体からの寄附である旨、当該寄附をする国会議員関係政治団体の名称及び主たる事務所の所在地、当該国会議員関係政治団体に係る公職の候補者の氏名等を、併せて通知しなければならないこと。

（第19条の16の3第2項関係）

- (3) 国会議員関係政治団体以外の政治団体は、各年中において(1)の寄附の金額が1,000万円以上となったときは、当該金額が1,000万円に達することとなった寄附に係る(2)の通知を受けた日から7日以内に、その旨、当該寄附に係る公職の候補者の氏名及びその者に係る公職の種類等を届け出なければならないこと。当該届出を受けた都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣は、届出事項を都道府県の公報又は官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないこと。

（第7条第2項及び第7条の2第2項関係）

第9 個人寄附者等の個人情報の保護

収支報告書に記載された個人寄附者等（寄附をした者又は政治資金パーティーの対価の支払をした者であつて、個人であるもの。第10の2の(2)において同じ。）の住所に係る部分を公表するときは、都道府県、郡及び市町村の名称に係る部分（外国の場合は、当該外国の国名。第10の2の(2)において同じ。）に限って行うものとする。

（第20条第3項関係）

第10 施行期日等

1 施行期日

この法律は、令和8年1月1日から施行すること。ただし、(1)から(3)までに掲げる規定は、それぞれ次に定める日から施行すること。

- (1) 第2の2（政策研究団体である国会議員関係政治団体の届出）の規定 令和7年10月1日
- (2) 第3の1（収支報告書等のオンライン提出の義務化）の規定、第4（政治資金パーティーに係る公開基準額の引下げ）の規定及び第9（収支報告書に記載された個人寄附者等の住所に係る部分の公表）の規定 令和9年1月1日
- (3) 3から5まで及び6の(1)から(3)まで（検討等）の規定 公布の日

（附則第1条関係）

2 経過措置

- (1) 原則として、「令和8年分の収支報告書」の記載、提出、保存、公表等から適用すること。
（附則第3条第1項、第5条第1項等）
- (2) 第9の収支報告書に記載された個人寄附者等の住所に係る部分の公表に関する規定は、当分の間、収支報告書がオンラインにより提出された場合に限り適用し、収支報告書がオンライン以外により提出された場合において、個人寄附者等の住所に係る記載のうち、都道府県、郡及び市町村の名称に係る部分以外の部分の記載記載がない書面で、当該部分を除いた記載内容が当該報告書の記載内容と同一であるものが併せて提出されたときは、当該書面を公表すること。
（附則第5条第3項及び第4項関係）
- (3) 第7で禁止される政党がする公職の候補者個人への政治活動（選挙運動を除く。）に関する金銭等による寄附について、その施行の日から起算して1年間は、なお従前の例によること。
（附則第6条関係）

3 政党交付金の交付停止等の制度の創設

政党に所属する国会議員が政治資金等に関する犯罪に関し起訴された場合に、交付すべき政党交付金のうち起訴された国会議員に係る議員数割の額に相当する額の政党交付金の交付を停止し、当該国会議員が刑に処せられたときはその交付をしないこととする制度を創設するため、必要な措置が講ぜられるものとする。

（附則第13条関係）

4 政策活動費の支出に係る上限金額の設定及び使用状況の公開に関する制度の具体的な内容

政策活動費の支出について、各年中における上限金額を定めるとともに、収支報告書が公表された日から 10 年を経過した後に政策活動費の支出に係る金銭に相当する金銭を充てて政治活動に関連してした支出の状況に係る領収書、明細書等の公開（そのための保存及び提出を含む。）をするものとし、その制度の具体的な内容については、早期に検討が加えられ、結論を得るものとする。こと。（附則第 14 条関係）

5 政治資金に関する独立性が確保された機関の設置

政治資金に関する独立性が確保された機関については、政治資金の透明性を確保することの重要性に鑑み、これを設置するものとし、政策活動費の支出に係る政治活動に関連してした支出に関する当該機関による監査の在り方を含めその具体的な内容について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。こと。（附則第 15 条関係）

6 検討

(1) 外国人等による政治資金パーティーの対価の支払に係る収受の適正化を図るための実効的な規制

外国人、外国法人等がする政治資金パーティーの対価の支払に係る収受の適正化を図るための実効的な規制の在り方については、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。こと。（附則第 16 条第 1 項関係）

(2) 個人のする政治活動に関する寄附を促進するための措置

個人が政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の特例及び所得税額の特別控除（(3)において「寄附金控除の特例等」という。）の対象の拡大、控除率の引上げその他の個人寄附を促進するための措置の在り方については、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。こと。

（附則第 16 条第 2 項関係）

(3) 自らが代表を務める政党選挙区支部に対する寄附への税制優遇措置の適用除外

公職の候補者が選挙区の区域を単位として設けられる政党支部で当該公職の候補者が代表者であるものに対してする政治活動に関する寄附を寄附金控除の特例等の適用対象としないための措置の在り方については、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。こと。

（附則第 16 条第 3 項関係）

(4) 政治資金の透明性の一層の向上等を図る観点からの検討

(1)から(3)までのほか、改正後の政治資金規正法の規定については、施行後 3 年を目途として、政治資金の透明性の一層の向上等を図る観点から、施行状況等を勘案して検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。こと。（附則第 16 条第 4 項関係）